

部活動・課外活動の指導時間・休養日等に関するガイドライン

知多市小中学校における部活動・課外活動の指導時間・休養日等に関して、児童生徒および教職員の健康保持のため、以下の通り基準を定める。

<中学校>

○計画的に週2日以上休養日を設ける。

※原則的に「平日に1日」と「土日のいずれか1日」

○土曜日・日曜日に一日練習を行わない。

○大会・コンクール等のため、やむを得ず土日の両日に活動する場合は、代替え休養日を確保する。

○大会・コンクールへの出場回数を精選し、休日に行う練習試合の回数は月2回までとする。

○午後の部活動は、長くとも17時30分までとする。ただし、校長が必要と判断した場合は、30分間以内の時間に限り、午後の部活動を延長して行うことができる。

○朝の部活動は行わない。ただし、校長が必要と判断した場合は、7時30分以降、30分間以内の時間に限り、朝の部活動を行うことができる。

<小学校>

○課外活動は行わない。

令和3年4月

知多市教育委員会・知多市小中学校長会